

東海市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

東海市長 花 田 勝 重

東海市条例第41号

東海市下水道条例の一部を改正する条例

東海市下水道条例（平成元年東海市条例第33号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）が指定した者に工事を行わせる必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。

第8条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。